

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母とその娘）のうち、父が経営する会社で稼働し、原発事故前から父が経営する会社を継ぐ予定であった娘について、避難先で知り合った夫と結婚した後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人有限会社X4（以下、申立人4名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

記

ア 申立人X1について

- (1) 避難費用（家賃等、生活費増加費用、駐車場代）
- (2) 一時立入費用（交通費、宿泊費）
- (3) 精神的損害
- (4) 財物損害（浄化槽）
- (5) 就労不能等損害

イ 申立人X2について

- (1) 精神的損害
- (2) 就労不能等損害

ウ 申立人X3について

- (1) 精神的損害
- (2) 就労不能等損害

エ 申立人有限会社X4について

- (1) 営業損害
- (2) 一時立入費用（交通費、宿泊費）

オ 申立人らについて

本件和解仲介に関する弁護士費用

- 期 間
- ア (1) について
平成24年9月1日から平成26年3月末日まで
- ア (2) について
平成24年9月1日から平成25年12月末日まで
- ア (3) イ (1) ウ (1) について
平成24年9月1日から平成26年5月末日まで
- ア (5) イ (2) ウ (2) について
平成24年9月1日から平成26年2月末日まで
- エ (1) について
平成24年9月1日から平成27年2月末日まで
- エ (2) について
平成25年5月1日から平成25年12月末日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人らに下記内訳に掛かる和解金金34,566,941円の支払い義務があることを認める。

(内訳)

ア 申立人X1について

(1) 避難費用(家賃等、生活費増加費用、駐車場代)

- ① 家賃等 672,980円
- ② 生活費増加費用 206,674円
- ③ 駐車場代 365,890円

(2) 一時立入費用 534,937円

(3) 精神的損害 2,100,000円

(4) 財物損害(浄化槽) 140,000円

(5) 就労不能等損害 7,500,006円

イ 申立人X2について

(1) 精神的損害 2,100,000円

(2) 就労不能等損害 2,059,686円

ウ 申立人X3について

(1) 精神的損害 2,100,000円

(2) 就労不能等損害 2,430,000円

エ 申立人有限会社X4について

(1) 営業損害 13,281,330円

(2) 一時立入費用 68,634円

オ 申立人らについて

本件和解仲介に関する弁護士費用 1,006,804円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)については、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年8月28日

(仲介委員 味岡良行)